

いのちとくらしをまもる  
防 災 減 災

令和3年3月11日  
北海道胆振総合振興局  
室蘭地方気象台

## 「平成30年北海道胆振東部地震」に伴う 土砂災害警戒情報の暫定基準の廃止について

「平成30年北海道胆振東部地震」の影響を考慮した土砂災害警戒情報の暫定基準を廃止し、令和3年3月16日13時から通常基準により運用します。

平成30年北海道胆振東部地震により、震度6弱以上を観測した厚真町、安平町、むかわ町、日高町門別、平取町では、地盤が脆弱になり、雨による土砂災害の危険性が通常より高まっていると考えられることから、これらの5町では、北海道胆振総合振興局と室蘭地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報を、通常基準の8割まで引き下げた暫定基準を設け、令和2年3月10日から運用してきました。

今般、地震発生後の土砂災害の発生状況と降雨の状況並びに土砂災害危険箇所の点検結果を踏まえ暫定基準を見直し、令和3年3月16日13時をもって、厚真町、安平町、むかわ町、日高町門別、平取町は通常基準により運用することとしますのでお知らせします。

また、大雨警報（土砂災害）の危険度分布<sup>※</sup>も通常基準を反映した判定結果となりますので、引き続き御活用ください。

※ 大雨警報（土砂災害）の危険度分布は、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）等を補足する情報です。詳細は以下を参照してください。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/doshakeikai.html#b>

なお、北海道では、土砂災害危険度情報等を以下のホームページで公開しています。

（北海道土砂災害警戒情報システム <https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/>）

問合せ先： 胆振総合振興局 室蘭建設管理部 事業室 治水課 電話：0143-24-9544  
室蘭地方気象台 土砂災害気象官 電話：0143-22-4249

暫定基準見直し後の発表基準

